

秀和奥沢レジデンス

管 理 組 合 規 約

昭和43年11月

平成11年1月改訂

平成30年6月改訂

令和7年5月改訂

管理費改定一覧表

\* 一般管理費を 現行専有面積当たり 750円を 同 850円に改定いたします。

\* 改定年月日は、平成11年1月1日

\* ( )で囲まれた部屋番号の方は、管理会社から銀行へ変更手続きをいたしますので、特別なお手続きは不要です。  
 その他の部屋番号の方は、お取り引き銀行で送金金額の変更手続きをお取り下さい。

秀和興沢レジデンス

重 番 号	戸 数	専有面積 坪	一般管理費		修繕積立金		合 計		改訂差額
			上段:現行 下段:改定	上段:現行 下段:据置	上段:現行 下段:改定	上段:現行 下段:改定			
110	1	7.98	6,000 6,800	10,000 10,000	16,000 16,800	800			
510	1	11.58	8,700 9,800	10,000 10,000	18,700 19,800	1,100			
509	1	11.93	8,900 10,100	10,000 10,000	18,900 20,100	1,200			
109	1	13.56	10,200 11,500	10,000 10,000	20,200 21,500	1,300			
609	1	15.20	11,400 12,900	10,000 10,000	21,400 22,900	1,500			
(708)	1	18.34	13,800 15,600	10,000 10,000	23,800 25,600	1,800			
108:(208): (308): 408:508:608	6	10.59	7,900 9,000	10,000 10,000	17,900 19,000	1,100			
102:(202):302:402:502:(602):702	7	12.07	9,100 10,300	10,000 10,000	19,100 20,300	1,200			
107:207:(307):407:507:(607):707	7	13.02	9,800 11,100	10,000 10,000	19,800 21,100	1,300			
106:(206):306:(406):506:606:706	7	13.34	10,000 11,300	10,000 10,000	20,000 21,300	1,300			
(210):(310):410	3	13.58	10,200 11,500	10,000 10,000	20,200 21,500	1,300			
(105):(205):(305):(405):505:605:705	7	14.30	10,700 12,200	10,000 10,000	20,700 22,200	1,500			
209:(309):(409)	3	14.48	10,900 12,300	10,000 10,000	20,900 22,300	1,400			
103:203:303:(403):(503):603:703	7	14.93	11,200 12,700	10,000 10,000	21,200 22,700	1,500			
(101):201:301:401:501:601:701	7	16.26	12,200 13,800	10,000 10,000	22,200 23,800	1,600			
合 計	戸数 60	全戸坪数 813.75	610,700 691,900	600,000 600,000	1,210,700 1,291,900	81,200			

秀和奥沢レジデンス管理組合《管理規約》改定箇所比較表

現行		改定	
第3章 集 会	第34条（役員 の選任） 役員は組合員 の中から総会 の決議によっ て選任する。	第3節 集 会	第34条（役員 の選任） 役員は組合員 （法人の場合 はその代表者） 及び同居の配 偶者、同居の 二親等の中か ら総会の決議 によって選任 する。

**秀和奥沢レジデンス管理組合  
管理規約改定案**

改定前	改定後
<p>(建物使用の制限)</p> <p>第16条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 組合員はその専有部分を居住目的以外の飲食店等（レストラン、スナックバー、喫茶店、バー、クラブその他これに類する深夜営業を行うものを含む）に使用することは出来ない。</li> <li>2. 組合員は前項に掲げた営業を営もうとする第三者にその所有する専有部分を転売してはならない。</li> <li>3. 組合員が居住目的以外の事務所又は営業店舗（飲食店等を除く）として、その所有する専有部分を使用する場合は、予め理事会の書面による同意を得なければならない。</li> <li>4. 組合員が現在使用している事務所又は店舗を同一使用目的をもつ第三者に売却しようとする場合は、予め理事会の書面による同意を得なければならない。</li> </ol>	<p>(建物使用の制限)</p> <p>第16条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 組合員はその専有部分を居住目的以外の飲食店等（レストラン、スナックバー、喫茶店、バー、クラブその他これに類する深夜営業を行うものを含む）に使用することは出来ない。</li> <li>2. 組合員は前項に掲げた営業を営もうとする第三者にその所有する専有部分を転売してはならない。</li> <li>3. 組合員が居住目的以外の事務所又は営業店舗（飲食店等を除く）として、その所有する専有部分を使用する場合は、予め理事会の書面による同意を得なければならない。</li> <li>4. 組合員が現在使用している事務所又は店舗を同一使用目的をもつ第三者に売却しようとする場合は、予め理事会の書面による同意を得なければならない。</li> </ol> <p>【以下文言を追記】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。</li> </ol>

**参考資料**

**<住宅宿泊事業法（民泊新法）抜粋>**

**第3条第1項**

都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）であって、その長が第68条第一項の規定により同項に規定する住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものの区域にあつては、当該保健所設置市等の長。第7項を除き、以下同じ。）に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第3条第1項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができる。

**第2条第3項**

この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条の2第1項に規定する営業者以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であつて、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が1年間で180日を超えないものをいう。

以上



## 目次

第1章 総則	5
第1条(名称)	5
第2条(目的)	5
第3条(事務所)	5
第4条(構成)	5
第5条(規約の効力)	5
第6条(管理者)	5
第7条(共用部分)	5
第8条(共有部分の持分)	6
第9条(共有敷地の特定個所の専用使用)	6
第10条(共用部分の管理上の使用)	6
第2章 組合の業務	6
第11条(組合の業務)	6
第12条(業務の委託)	6
第13条(組合員資格の得喪)	6
第14条(権利義務の承継)	7
第15条(組合費及び積立金)	7
第16条(建物使用の制限)	8
第17条(転貸)	9
第18条(共用部分の使用)	9
第19条(禁止行為)	9
第20条(組合の同意)	10
第21条(保証金)	11
第22条(館内使用細則の遵守)	11
第3章 集会	11
第23条(総会の招集)	11
第24条(通常総会)	11
第25条(臨時総会)	11
第26条(組合員の招集権)	11
第27条(総会の議決権)	12
第28条(決議の範囲)	12
第29条(議長の選出)	12
第30条(議決事項)	12
第31条(決議の方法)	12

第32条（議事録の作成及び保管） .....	13
第33条（役員） .....	13
第34条（役員を選任） .....	13
第35条（役員の忠実義務） .....	13
第36条（役員任期） .....	13
第37条（役員報酬） .....	13
第38条（理事会） .....	13
第39条（理事長） .....	14
第40条（集会の費用） .....	14
第4章 管理 .....	14
第41条（管理業務受託者） .....	14
第42条（管理の委任） .....	14
第43条（管理業務受託者の職務権限） .....	14
第44条（管理業務受託者の立入権） .....	14
第5章 会計 .....	14
第45条（経費） .....	14
第46条（会計年度） .....	14
第47条（会計報告） .....	15
第48条（帳簿） .....	15
第6章 雑則 .....	15
第49条（細則の設置） .....	15
第50条（規約原本） .....	15
（附則） .....	15

# 第1章 総則

## 第1条（名称）

本組合は秀和奥沢レジデンス管理組合（以下組合という）と称する。

## 第2条（目的）

組合は秀和奥沢レジデンスの敷地及び建物の共用部分の管理及び使用について各区分所有者のために必要な協議及び業務を行うことを目的とする。

## 第3条（事務所）

組合の事務所は秀和奥沢レジデンス建物内におく。

## 第4条（構成）

組合は秀和奥沢レジデンスの区分所有者全員を組合員として構成する。

## 第5条（規約の効力）

規約の効力は建物の区分所有等に関する法律（以下法という）第23条に定める規定とする。

## 第6条（管理者）

法第17条に定める管理者は組合の理事長があたるものとする。

## 第7条（共用部分）

組合が管理する共用部分は、全組合員（全区分所有者）がその有する専有部分の床面積の割合によって共有する。

二、共有部分は次の各号にあげるものとする。

1. 敷地

2. 構造上全組合員（全区分所有者）の用に供されるべき建物の部分

イ、共同の廊下、階段、エレベーター室、屋上、外壁、内壁等

ロ、塔屋、ポンプ室等

3. 建物の附属物

イ、焼却炉

ロ、屋上物干場、集合テレビアンテナ、避雷針

ハ、給水、給ガス設備（受水槽、高架水槽、配管、ポンプ）

ニ、排水設備（浄化槽、配管、ポンプ）

- ホ. 消火設備（配管、ポンプ、消火栓）
- ヘ. 電気設備（受電設備、配線、配管一式）
- ト. 変電室
- チ. 昇降設備（エレベーター籠及び機械設備）
- リ. 非常ベル
- ヌ. 屋上表示設備（表示及び照明設備）

#### 第8条（共有部分の持分）

敷地、建物その他前条の共有部分は全員の共有に属するものとし、区分所有者の共有部分に対する共有部分は建物の専有部分の総面積に対してそれぞれが有する専有床面積の割合によるものとする。

#### 第9条（共有敷地の特定個所の専用使用）

1階南側に面する敷地の一部（ベランダ先区面内敷地）をこの部分に面するそれぞれの区分所有者に専用使用させる。但し専用使用者は構築物を築造する等、庭園の目的以外に使用することは出来ない。

#### 第10条（共有部分の管理上の使用）

管理者及び管理受託者は建物及びその他の共有持分を理事会の承認をえて使用することが出来る。

## 第2章 組 合 の 業 務

#### 第11条（組合の業務）

1. 共有部分の管理運営に関する事。
2. 共有部分の変更に関する事。
3. 組合費の賦課、徴収、保管ならびに経費の支出に関する事。
4. 前各号の他、総会において決議された業務に関する事。

#### 第12条（業務の委託）

理事長は総会の決議（第31条）を経て、組合の業務を委託するか、又は請け負わせて執行する事が出来る。

#### 第13条（組合員資格の得喪）

組合の資格は秀和奥沢レジデンスの建物を区分所有することにより取得する。

組合員が未成年者の場合はその親権者が組合員資格をもつ。次の各号の一に該当する場合はその資格を失う。

1. 組合員が区分所有権を失ったとき。
2. 組合員が死亡したとき（この場合ただちに承継者を決定し、組合に報告しなければならない）。

#### 第14条（権利義務の承継）

組合員の特定承継人は組合員として一切の権利義務を承継する。

#### 第15条（組合費及び積立金）

組合員は次の各号に掲げる費用を組合費として組合に納付する。但し、住戸以外の事務所又は店舗に使用する場合は別に定める組合費を収めなければならない。

組合員が第三者に賃貸する場合は、組合費の支払代行者の決定を書面にて直ちに理事長に届け出なければならない。

また、その占有者が支払いを怠ったときは組合員が支払わなければならない。

（月額 単位：円）

室 型 別	専有面積	一般管理費	積 立 金	計
I	7.98	6,800	10,000	16,800
G	10.59	9,000	10,000	19,000
M	11.58	9,800	10,000	19,800
L	11.93	10,100	10,000	20,100
B	12.07	10,300	10,000	20,300
F	13.02	11,100	10,000	21,100
E	13.34	11,300	10,000	21,300
H	13.56	11,500	10,000	21,500
K	13.58	11,500	10,000	21,500
D	14.30	12,200	10,000	22,200
J	14.48	12,300	10,000	22,300
C	14.93	12,700	10,000	22,700
N	15.20	12,900	10,000	22,900
A	16.26	13,800	10,000	23,800
O	18.34	15,600	10,000	25,600

事務所又は店舗として使用する場合は前季組合費のほか専用坪数当たり50円を別途納付すること。

組合費の内訳は次のとおりとする。

1. 一般管理費
  - イ. 共用部分の水道料
  - ロ. 揚水、排水、消火栓用各ポンプの電動機の電力費
  - ハ. エレベーターの電力費
  - ニ. 共用部分の電燈費（外灯、玄関ホール、エレベーター等）
  - ホ. 事務処理費
  - ヘ. 玄関ホール、エレベーターホール等共用部分の清掃費
  - ト. 町会その他渉外業務の一般経費
  - チ. 清掃用具及び消耗品の購入費
  - リ. 厨房ゴミ処理費
  - ヌ. エレベーター保守（レーパーメンテナンス）経費
2. 積立金
  - イ. 外壁、内壁、床、手すり、天井、ホール等共用部分の保守補修費
  - ロ. エレベーター設備の補修、揚水、排水、消火栓用各ポンプ、受電、配電設備、非常ベルの保守補修費
  - ハ. 焼却炉等の保守補修費
  - ニ. 軽便消火器その他共用部分備品購入取替費
  - ホ. 給水タンク投薬代経費
  - ヘ. 決算事務費
  - ト. 会議費
  - チ. 浄化槽の保守補修費
3. 積立金が不足する場合、その費用は組合員が共同で負担し支払わなければならない。但し、その負担割合は第7条第1項に定めるところにより按分する。
4. 組合員は毎月末日迄に翌月分の組合費を理事長又はその指定代理人に持参納入する。
5. 組合員は組合費を滞納した場合は、損害金として日歩5銭の割合による遅滞金を組合に支払うものとする。
6. 組合員は組合員の資格を失った場合において既に納入した組合費及び積立金の払戻しを請求することができない。

## 第16条（建物使用の制限）

1. 組合員はその専有部分を居住目的以外の飲食店等（レストラン、スナックバー、喫茶店、バー、クラブその他これに類する深夜営業を行うものを含む）に使用することは出来ない。
2. 組合員は前項に掲げた営業を営もうとする第三者にその所有する専有部分を転売

してはならない。

3. 組合員が居住目的以外の事務所又は営業店舗（飲食店等を除く）として、その所有する専有部分を使用する場合は、予め理事会の書面による同意を得なければならない。
4. 組合員が現在使用している事務所又は店舗を同一使用目的をもつ第三者に売却しようとする時は、予め理事会の書面による同意を得なければならない。
5. 区分所有者は、その占有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。

#### 第17条（転貸）

1. 組合員がその所有する専有部分を賃貸しようとする時は賃借人の氏名又は名称、住所又は所在地、期間、賃借目的を書面により管理組合に届けなければならない。この場合、賃借人は管理組規約及び館内使用細則並びに管理上必要事項を厳守することを誓約した所定の書面に賃貸人、賃借人各々署名捺印し理事長宛てに同時に提出するものとする。  
上記手続の完了せざる場合には入居することは出来ない。
2. 第1項により賃貸する場合も、第16条の規定を適用し、飲食店等に使用することは出来ない。また事務所又は営業店舗として使用する場合は、予め理事会の書面による同意を得なければならない。
3. 組合員が専有部分を賃貸するに際しては、規約書並びに館内使用細則を予め賃借人に熟知せしめ、入居後も責任をもって遵守せしめること。
4. 転賃の場合も同様とする。

#### 第18条（共用部分の使用）

1. 組合員は共用部分の使用に際しては、組合員の共同の利益に反する行為をしてはならない。
2. 組合員はその所有する専有部分に居住もしくは出入りするものに組合員の共同の利益に反する行為をさせてはならない。
3. 組合員、占有者及びその出入者が組合員の共同の利益に反して、他の組合員又は占有者に損害もしくは迷惑を及ぼした場合は、その理由の如何を問わず組合員又は占有者はその損害賠償の責を負う。

#### 第19条（禁止行為）

組合員又は占有者は秀和奥沢レジデンスにおける共同生活の秩序を乱す次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

1. バルコニーに洗濯物等美観を損するものを干すこと。

2. 小鳥及び魚類以外の動物を飼育すること。
3. 共用部分に私物を置くこと。
4. 塵芥及びたばこの吸がらなどを所定の場所以外に放棄又は放痰すること。
5. 椅子をカタカタさせ、足音を響かせるなど近隣の迷惑になるような騒音を発すること。(そのおそれのあるときは予め適切な防音設備を設けなければならない。)また放声高吟すること。

特に訪問客については、訪問先の居住者が責任をもって注意すること。

6. ガス栓、水栓を開放、漏洩、漏水のまま放置すること。
7. 危険物又は悪臭を発する物等を搬入格納製作製造又は取扱うこと。
8. 排水管に布、綿、アンネに類するもの、或はビニール製品など不溶性のものを流すこと。
9. 空ビン、空カン、エアゾールの空カン等爆発の危険性のあるものを焼却炉に投入すること、並びにお子様が焼却炉にゴミを投入すること。
10. 屋上で木製サンダル、下駄等で歩行すること、又深夜屋上で高声で話したり放吟すること。

11. 屋上でお子様がローラースケート等階下に迷惑を与えたり、床を損傷するおそれある遊戯器具で遊ぶこと。

12. ロビー、階段、エレベーター、非常階段、屋上等の共用部分並びに危険立入禁止区域でお子様の遊ぶことを放置すること。

万一人身事故その他が起きても管理組合は勿論、管理受託者には一切の責任はないものとする。

13. 深夜に亘りピアノ、ギター、ドラム等の楽器を演奏したり、テレビ、ステレオ等の音量を必要以上に大きくしたりすること。

二. 前各号その他共同生活の秩序を乱す行為を行った場合は理事長は理事会の決議にもとづき、当該組合員又は占有者に対し共同生活の秩序の保持に関する勧告を行うものとする。

三. 組合員又は占有者或は訪問者がそれぞれ故意又は過失により上記各号をおかし、或はバケツを倒して階下に水洩れさせたり、不溶性のものを流して排水管をつまらせ、他の住戸に溢水させたり、或は空ビン、空カン、エアゾールの空カン等を焼却炉に投入し、爆発させたりなどして、建物又は他の組合員又は占有者に損害を与えた場合、組合員又は占有者はその損害賠償の責に任じなければならない。

## 第20条 (組合の同意)

組合員又は占有者は専有部分の使用にあたり、下記の行為をなすには理事会の書面による同意をうることを要するものとする。

1. 大型金庫等重量物の搬入搬出又は移転、建物の構造部分の変更等本件建物の耐久力を害し、又は外観を損するおそれのあること。
2. 工作物を築造すること。
3. 電気、瓦斯、給排水、通信等の諸設備、機械、器具類を新設、附加、除去又は変更すること。
4. 専有部分内部を除く、本件建物の内外に看板、掲示板、広告、宣伝、商号、文書、図書類、標識等を設置貼付又は記入すること。
5. 住居以外の事務所又は店舗（飲食店を除く）として使用しようとするとき、又はその目的のために賃貸しようとするとき。

## 第21条（保証金）

組合員が前条の工事を行うときは理事会の定めた保証金を理事会に預託するものとする。

## 第22条（館内使用細則の遵守）

組合員又は占有者は建物管理の必要上定められた「館内使用細則」を遵守しなければならない。又組合が同じ目的により注意事項を定めて通知又は掲示した時もこれに準ずる。

# 第3章 集 会

## 第23条（総会の招集）

総会の招集は理事長が行う。

二、総会を招集するには会日より少なくとも5日前に会議の目的たる事項を示して各組合員に通知しなければならない。但し特別の事情により総会を緊急に招集する必要を認めた場合、理事長はその期間を短縮することが出来る。

## 第24条（通常総会）

通常総会は毎年1回2月に招集する。

## 第25条（臨時総会）

臨時総会は必要ある場合に随時招集する。

## 第26条（組合員の招集権）

第21条の他、全組合員の4分の1以上で議決権の4分の1以上を有するものが会議

の目的事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求した時は理事長は1ヶ月以内に総会を招集しなければならない。

二、第23条第2項の規定は前項の場合に準用する。

## 第27条（総会の議決権）

総会の議決権はその有する専有部分の床面積の割合による

二、前項の議決権は書面又は代理人によって行使することが出来る。

## 第28条（決議の範囲）

総会に於いては第23条及び前条にあらかじめ通知した事項についてのみ決議することとする。

## 第29条（議長の選出）

総会の議長は総会において選出する。

## 第30条（議決事項）

次の各号に掲げる事項は総会の議決をへなければならない。

1. 組合規約の設定、変更又は廃止
2. 役員を選任又は解任
3. 役員報酬の決定又は変更
4. 組合費の決定又は変更並びに賦課の方法
5. 組合の運営又は業務執行に係る基本的な方法の決定又は変更
6. 共用部分の変更に係る方針の決定
7. 館内使用細則の決定又は変更
8. その他組合員の共同利益に係る基本的な事項

## 第31条（決議の方法）

総会の議事は次に掲げる場合を除いて組合員及び組合員の議決権の各過半数によりこれを決める。

1. 組合規約の設定、変更もしくは廃止は組合員及び組合員の議決権の4分の3以上の多数により決する。
2. 管理受託者の決定又は変更については組合員及び組合員の議決権の4分の3以上の多数により決す。
3. 共用部分の変更は組合員全員の合意による。

但し、共用部分の改良を目的として、且つ理事会に於いて多額の費用を要しないと認められた共用部分の変更については組合員の議決権の4分の3以上の多数により決

する。

二. 前項 1. 2. 3 項の集会の決議は書面により組合員全員の同意を得た場合はその決議に代えることが出来る。

### 第 3 2 条（議事録の作成及び保管）

集会の議事については議事録を作成しなければならない。

二. 議事録には議事経過要領及びその結果を記載し議長は之に署名し、捺印しなければならない。

三. 議事録は理事長が保管し、利害関係人の請求があった時は、之を閲覧させなければならない。

### 第 3 3 条（役 員）

組合役員は次の通りとする。

理事長 1 名

理 事 2 名

### 第 3 4 条（役員を選任）

役員は組合員（法人の場合はその代表者）及び同居の配偶者、同居の二親等の中から総会の決議によって選任する。

### 第 3 5 条（役員の忠実義務）

役員は法令、規約及び総会の決議を遵守し、誠実に義務を遂行しなければならない。

### 第 3 6 条（役員任期）

役員任期は 1 年とする。補欠又は増員による役員任期は存在する他の役員任期に従う。

### 第 3 7 条（役員報酬）

役員は総会の決議をへたとき、組合から報酬を受け取ることが出来る。

### 第 3 8 条（理事会）

理事会は総会の決議にもとづき、組合の業務を報告するほか、組合員の共同利益となる簡単な事項を決定し処理する。

二. 理事会は必要の都度理事長が招集し開催する。

三. 理事会の議事は理事長及び理事の過半数が出席しその 3 分の 2 以上で決定する。

### 第39条（理事長）

理事長は組合を代表し、総会及び理事会の決議にもとづいて組合の業務を執行する。

### 第40条（集会の費用）

総会及び理事会の費用は理事会の決定により積立金から支出することが出来る。

## 第4章 管 理

### 第41条（管理業務受託者）

組合は第31条の定めるところに従い、管理業務受託者を選任し又は解任することが出来る。

### 第42条（管理の委任）

1. 組合員は前条の管理業務受託者に対し、理事長と管理業務受託者との間に締結される管理委託契約書の定めるところに従い建物の共用部分の管理を委任する。
2. 前条の管理委託契約は総会の決議により変更することができる。

### 第43条（管理業務受託者の職務権限）

管理業務委託者は前条の委任業務を行うほか、総会又は理事会の決議又は決定を理事長の指示に従って実行する権利を有する。

### 第44条（管理業務受託者の立入権）

管理業務受託者又は受託者が指定した者は、漏水、ガス洩れ等の事故発生の際、その原因の調査或いはその補修工事の為組合員又は占有者の専有部分に立入る事が出来るものとする。

## 第5章 会 計

### 第45条（経 費）

組合の経費は組合費その他の収入をもってあてる。

### 第46条（会計年度）

会計年度は毎年1月1日から全年12月31日迄とする。

#### 第47条（会計報告）

組合は毎年2月末日迄前年度の組合費等の収支状況を組合員に対して報告しなければならない。

#### 第48条（帳簿）

組合は次の各号に掲げる帳簿を保管し、組合員の請求があったときはこれを閲覧させなければならない。

会計台帳

共有物台帳

備品台帳

組合員名簿

## 第6章 雑則

#### 第49条（細則の設置）

理事長はこの規約に定めのない事項について、総会の決議をへて組合の業務の執行に必要な細則を定め又は変更することが出来る。

#### 第50条（規約原本）

この規約の1通に組合員全員が記名捺印したものを規約原本とする。

#### （附 則）

この規約は昭和43年12月20日から適用する。